５～７　（略）

８　高潮対策企画調整官は、命を受けて、港湾等に関する高潮による被害の軽減に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

９～15　（略）

（政策企画調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官、航空イノベーション推進官、適正業務企画調整官及び危機管理調整官）

第百十七条　総務課に、政策企画調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官、航空イノベーション推進官、適正業務企画調整官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　職員管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること（適正業務企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

５～12　（略）

13　適正業務企画調整官は、命を受けて、航空局の所掌事務のうち、法令を遵守させるための指導その他の業務の適正な遂行を確保するための措置に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

14　（略）

（大都市圏空港調査室及び空港施設高度利用推進官）

第百二十一条　空港計画課に、大都市圏空港調査室及び空港施設高度利用推進官一人を置く。

２・３　（略）

４　空港施設高度利用推進官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項に係るものに関する事務をつかさどる。

一　空港等（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。）の施設の改良に関する事務のうち、高度利用の推進に関する基本的な計画に関すること。

二　空港等の施設の改善に関する調査及び研究に関すること（大都市圏空港調査室の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

（空港国際業務推進室、空港施設企画調整官及び空港保安防災企画官並びに空港保安防災教育訓練センター）

第百二十二条　空港技術課に、空港国際業務推進室、空港施設企画調整官及び空港保安防災企画官それぞれ一人並びに空港保安防災教育訓練センターを置く。

２　空港国際業務推進室は、次に掲げる事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　空港等の建設市場への外国企業のアクセスの推進に関する施策の実施に関すること。

二　空港等の建設、改良及び維持に係る国際協力に関すること。

三　外国における空港等の建設、改良及び維持に関する調査に関すること。

四　空港等の建設、改良及び維持に関する国際関係事務のうち、海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関すること。

３　空港国際業務推進室に、室長を置く。

４・５　（略）

５～７　（略）

（新設）

８～14　（略）

（政策企画調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官、航空イノベーション推進官及び危機管理調整官）

第百十七条　総務課に、政策企画調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官、航空イノベーション推進官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　職員管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二・三　（略）

５～12　（略）

（新設）

13　（略）

（大都市圏空港調査室及び空港施設高度利用推進室）

第百二十一条　空港計画課に、大都市圏空港調査室及び空港施設高度利用推進室を置く。

２・３　（略）

４　空港施設高度利用推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。）の施設の改良に関する事務のうち、高度利用の推進に関する基本的な計画に関すること。

二　空港等の施設の改善に関する調査及び研究に関すること（大都市圏空港調査室の所掌に属するものを除く。）。

５　空港施設高度利用推進室に、室長を置く。

（空港施設企画調整官、空港保安防災企画官及び空港国際業務推進官並びに空港保安防災教育訓練センター）

第百二十二条　空港技術課に、空港施設企画調整官、空港保安防災企画官及び空港国際業務推進官それぞれ一人並びに空港保安防災教育訓練センターを置く。

（新設）

２・３　（新設）　（略）